

見附市教育委員会告示第30号

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月12日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱

見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成23年見附市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イに後段として次のように加える。

なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

第6条第1項に後段として次のように加える。

なお、申請に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

第6条第1項に次の各号を加える。

（1） 訓練促進給付金

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 次に掲げるいずれかの書類

（ア） 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ） 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあっては、当

該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- （ウ） 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 別表の区分欄に掲げる訓練促進給付金に該当する同表の交付額欄に掲げる（1）に該当する者にあつては、当該対象者及び当該対象者同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る納税証明書その他別表の区分欄に掲げる訓練促進給付金に該当する同表の交付額欄に掲げる（1）に該当することを証明する書類

エ 入校（入所）証明書等 給付金の申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

（2） 修了支援給付金

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 次に掲げるいずれかの書類

（ア） 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し

（イ） 当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての

市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（ウ） 当該対象者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 別表の区分欄に掲げる修了支援給付金に該当する同表の交付額欄に掲げる（1）に該当する者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他別表の区分欄に掲げる修了支援給付金に該当する同表の交付額欄に掲げる（1）に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

オ 当該カリキュラムの修了証明書の写し

第6条第2項中「（別記第2号様式）」を「（別記第3号様式）」に改める。

第7条中「（別記第3号様式）」を「（別記第4号様式）」に、「（別記第4号様式）」を「（別記第5号様式）」に改める。

第8条第2項中「（別記第5号様式）」を「（別記第6号様式）」に改め、同条第3項中「（別記第6号様式）」を「（別記第7号様式）」に改める。

第9条中「（別記第7号様式）」を「（別記第8号様式）」に、「（別記第8号様式）」を「（別記第9号様式）」に改める。

別記第8号様式を別記第9号様式とし、別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式を別記第7号様式とし、別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式

別記第2号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先)見附市教育委員会教育長

氏名

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					

〔添付書類〕

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

〔注意事項〕

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が4.8万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定は、令和6年8月30日から適用する。